

～ 令和2年度市民の夢応援プロジェクト ～
浦添市市制施行50周年記念事業
大成ホーム協力事業

第20回浦添市まちづくりプラン助成金交付事業
募集要項



令和2年5月

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スケジュールおよび提出書類等を変更しました。

令和2年3月

市民部 市民協働・男女共同参画課

浦添市まちづくりプラン助成金交付事業 募集要項

本要項は、浦添市まちづくりプラン助成金交付規程（令和元年告示第120号）に規定する助成金の交付に関して必要な事項を定めるものです。

浦添市まちづくりプラン助成金交付事業（以下、「本事業」という。）は、市民や企業等の皆様からよせていただいた寄附を活用し、市民が描く、浦添の都市像である「てだこの都市・浦添」の実現に寄与する事業です。

本要綱に基づき、市民主体の幅広いまちづくり事業を募集いたします。

1 対象となる事業

(1) 対象となる事業

助成金の交付決定の日から令和3年2月28日までに完了する浦添市内で実施する事業で、市民協働によるまちづくりの推進及び良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする公益性を有する事業とします。

ただし、次のものを除きます。

- ① 浦添市が実施するほかの助成制度等の補助を受けているもの
- ② 浦添市が主催する事業など
- ③ 政治、宗教等の思想信条に関わるもの又は営利を目的とするもの
- ④ 過去3度、同じ内容で本事業による助成金を受けたもの
- ⑤ 事業を行う場所の所有者及び管理者から当該場所を使用することについて、同意が得られていないもの
- ⑥ まつりや運動会など、すでに地域に定着しているもの
- ⑦ 助成金の交付決定前に着手したもの
- ⑧ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

2 事業を行う者の要件

3人以上の団体で市内に住所を有する団体とします。

なお、団体の構成員の代表者は成人であるものとします。

3 募集対象コース

募集は、助成金の上限額を次の額とするコースごとに行います。
事業計画を考慮して、応募してください。

- (1) 50万円コース (2) 20万円コース (3) 10万円コース

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりです。なお、変更する場合はホームページにてお知らせしますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、スケジュール等を変更しました。

- (1) 受付期間 : **令和2年6月1日(月)～令和2年6月15日(月)**
(2) 令和元年度受賞団体報告会及び本事業説明会 : **中止**
 *受賞団体の事業報告は市ホームページに掲載
(3) 書類審査 : **令和2年7月31日(金)**
 *公開プレゼンテーション審査は中止し、書類審査に変更します。
(4) 交付決定 : **令和2年8月14日頃(予定)**

5 応募方法等

(1) 提出書類

原則として、書類提出後の修正等はできません。慎重に確認したうえでの提出をお願いします。

- ① 応募用紙
② 浦添市まちづくりプラン助成金交付申請書・・・(様式第1号)
③ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添A
④ 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添B
⑤ **感染防止対策チェックリスト・・・・・・・・別添C ←令和2年5月追加**
⑥ 見積書等の資料

※見積書又は価格表等を提出してください。単価1万円未満の消耗品は見積書の提出は不要としますが、品名を付記してください。

(2) 提出部数 11部

(3) 受付期間

- ① 期間 : **令和2年6月1日(月)～令和2年6月15日(月)まで**
(土日・祝祭日を除く)
② 時間 : 午前9時～午後5時まで(正午～午後1時までを除く。)

(4) 提出方法

事前にご予約の上、浦添市市民協働・男女共同参画課へ直接提出してください。
※郵送での提出は受付することができません。 (☎098-874-5711)

(5) 助成対象経費

本事業の助成対象となる経費は、対象事業に必要な次の経費とします。

<助成対象経費区分>

科 目	助成対象経費
① 報償費	講師・出演者、協力者に支払う謝金など
② 旅費	講師・出演者の旅費など
③ 印刷製本費	チラシ作成等の印刷経費など
④ 消耗品費	事務用品、用紙、材料の購入費など
⑤ 燃料光熱水費	発電機等の燃料費など
⑥ 通信費	電話料、郵便料など
⑦ 広告費	新聞広告料など事業に必要な会議の茶菓子代など
⑧ 保険料	ボランティア保険など
⑨ 使用料貸借料	施設使用料、物品の貸借料など
⑩ 食糧費	事業に必要な会議の茶菓子代など
⑪ 委託料	会場設営、警備等団体では対応できない業務にかかわるもの

6 審査方法

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、スケジュールおよび審査方法を変更しました。

- (1) 審査は、浦添市まちづくりプラン審査委員会において、**書類審査**により行います。
- (2) 審査日：**令和2年7月31日（金）**

評価は、以下の基準により行います。

評価項目	評価の視点
公益性	公益性を有する事業か。地域性を踏まえた地域振興に寄与する事業か。
実現の可能性	実施体制、事業計画、資金計画等は現実的・具体的で、実現可能なものか。
連携性	地域との連携は図られているか。市民や関係団体との協働が図られているか。
先駆性	市民ならではの先駆性や独自性、創意工夫などのほか、柔軟な視点はあるか。
事業費の妥当性	予算の見積もりは適切か。団体の運営にかかる経費が含まれていないか。
継続性・発展性	事業効果に継続性があり、さらなる発展性が見込めるか。

7 交付決定の通知

審査の結果を踏まえ、助成金の交付を決定した団体に対し、「浦添市まちづくりプラン助成金交付決定通知書」を交付します。

交付決定の通知を受けた日以降に事業を実施してください。なお、事業は令和3年2月28日までに完了してください。

交付決定後、事業計画書や収支計画書の内容を変更又は中止するときは、次により変更申請を行い、市長の承認が必要です。

- ① 浦添市まちづくりプラン助成金事業変更承認申請書・・・(様式第3号)
- ② 事業変更計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添A
- ③ 収支変更計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添B

8 実績報告等

事業の完了後1か月以内に、実績報告をお願いします。

実績報告は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 浦添市まちづくりプラン助成金事業実績報告書・・・(様式第4号)
- ② 事業実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・別添A
- ③ 収支精算書・・・・・・・・・・・・・・・・別添B

(2) 収支精算書に添付する領収書の注意点

- ① 宛名・・・団体名が明記されていること。
- ② 領収日・・・助成金交付決定通知の日から事業完了の日までであること。
- ③ 品名・・・具体的な物品等が記載されていること。単に「商品代」などと記載されている場合は、内訳等がわかる資料を添付すること。
- ④ 印・・・原則、代表者又は会社の印があること。

9 助成金の確定、精算及び交付

① 助成金は、実績報告の内容を審査し、額を確定した後交付します。

事前交付を受けているときは、その額を精算します。

② 事前に助成金の交付が必要な場合は、ご相談ください。

③ 浦添市から助成金等を初めて受ける団体又は登録と別の口座振込を請求する団体は、「債権者登録(新規・変更・口座追加・廃止)申請書」を提出してください。

10 報告会

次回開催する報告会において、事業の成果や実施内容を報告していただきます。
報告会の開催日程等は決定次第、お知らせします。

11 その他留意事項

- (1) 助成金は、「浦添市補助金等の交付に関する規則」及び「浦添市まちづくりプラン 賞助成金交付規程」に基づき交付します。
- (2) 提出された申請書類は返却しません。（控えは、必要に応じ各自コピーをお取りください。）
- (3) 計画に変更がある場合は、事務局までご連絡ください。
- (4) 交付条件に違反したときや、虚偽の申請、報告又は不正な行為によって、助成金の交付を受けた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合があります。



【お問い合わせ先】

浦添市 市民協働・男女共同参画課
協働推進生涯学習係

電話：098-874-5711

メール：siminkyodo@city.urasoe.lg.jp

担 当：島袋、渡邊

令和2年度寄附金協力企業の皆さま

200万円

- ・株式会社 大成ホーム

10万円

- ・浦添建設業者友の会
- ・株式会社 サンエー
- ・てだこ建設コンサル会
- ・てだこの都市設計協力会
- ・株式会社 太名嘉組

5万円

- ・興南施設管理 株式会社
- ・浦添電業会
- ・浦添商工会議所
- ・株式会社 大城組

3万円

- ・てだこ緑花会
- ・浦添市建設技術協会

1万円

- ・株式会社 タダシ建設
- ・株式会社 明成建設

*皆さまからの寄附金のご協力をお待ちしています。詳しくは、事務局へお問い合わせください。